

# 申告や税などに 関する情報 あれこれ

## 確定申告Q&A



市民の皆さんから寄せられることが多い確定申告に関する質問とそれについての回答を紹介いたします。

**質問** 太陽光発電の売電収入の申告は？

会社勤めをしていますが、自宅に太陽光発電設備を設置して、売電収入がありました。これは申告しなければいけないでしょうか。

**答え** 必要です

給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づ



き、その全量または余剰電力を電力会社に売却している場合には、その所得は雑所得となり、申告が必要です。売電に基づく雑所得の額は、「収入金額－設備等の減価償却費」で求めた金額です（0円以下となる場合は、公的年金等の雑所得と損益通算することができません。また、所得税の確定申告が必要な場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。）

**質問** 生命保険が満期になったときの申告は？

平成25年中に養老保険が満期になりました。申告しなければいけないでしょうか。

**答え** 必要です

生命保険などの満期や解約の際の一時金は、一時所得に

該当し、課税対象所得となりますので申告が必要です。

生命保険契約などに基づく一時所得の額は、（一時金＋剰余金－割戻金－保険料または掛金の総額－50万円）÷2で求めた金額です（0円以下となる場合は一時所得は0円となり、他の所得と損益通算はできません。一時所得が0円である場合は申告する必要はありません。）

**質問** 個人年金の申告は？

生命保険契約に基づく年金の受け取りがありました。申告をする必要がありますか。

**答え** 必要です

生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金は、雑所得に該当し課税対象所得となりますので、申告が必要です。生命保険契約などに基づく雑所得の額は、（支払金額－年金の支払金額に対応する保険料額）で求めた金額です（0円以下となる場合は公的年金等の雑所得と損益通算することができませんが、その他の所得と損益通算することはでき

ません）。

**質問** 医療費控除は？

平成25年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除にはなりませんか。  
**答え** 所得によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。所得が200万円以下の人であれば支払った医療費が10万円以下の場合でも医療費控除の対象となる場合がありますので、領収書は必ず保管することを勧めます。



**質問** 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は控除対象？

国民健康保険税を支払っていますが、社会保険料控除の対象になりますか。

**答え** どちらも対象になります

平成25年1月1日から平成25年12月31日までに、申告者が支払った国民健康保険税、

後期高齢者医療保険料の全額が控除の対象となります。

なお、年金から差し引かれた場合は年金受給者の控除となります。年末調整で申請をしなかった人や年金受給者は、確定申告をすると保険料などが所得から控除され、所得税・市県民税が少なくなる場合があります。

**質問** 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っています。控除の対象になりますか。  
**答え** 対象になります

個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が毎月の給与を

事業主の皆さん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

☎0869・22・1114

国税務課

者は年末調整の際に勤務先へ申請して下さい。また、年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、確定申告の際に手帳をお持ちください。

**質問** 現在、従業員から個人住民税の特別徴収をしていない事業主の人は、従業員の住所地の市町村へ必要な手続きをお願いします。

**質問** 「2年前納（口座振替）」が始まります

そのため、老齢年金を受けている人には、日本年金機構から1年間の年金の支払総額などを記載した源泉徴収票が1月末日までに送付されますので、確定申告の際に提出してください。

**事業者の方へ** 税務署

### 消費税法改正等のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%(\*)になります。  
※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

---

総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁



ねんきんのおはなし

「2年前納（口座振替）」が始まります

国民年金保険料の納付方法として、平成26年4月末日の口座振替分より、割引額により大きな2年前納が利用できるようになります。

- ・2年前納（口座振替）の利点
  - ・2年前納で1万4千円程度の割引となります。
  - ・2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
  - ・口座振替を利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。
- ※2年前納は口座振替のみ利用することができます。
- ※申込期限は毎年2月末日です。

**岡山東年金事務所**  
☎086・270・7928

**老齢年金の源泉徴収票**  
老齢年金は、所得税上の雑所得として課税の対象になります。

**岡山東年金事務所**  
☎0570・05・1165  
☎050または070から始まる電話の場合は、☎03・6700・1165

**岡山東年金事務所**  
☎086・270・7929